

参考資料3 手数料・使用料等一覧表

(1) 一般廃棄物処理手数料

(平成24年4月1日施行)

種別	取扱区分	単位	手数料	
一般廃棄物 (し尿、家庭から排出される粗大ごみ(一時的に多量に排出されるごみを含む。以下同じ。)で本市が収集するもの、犬、猫等の死体及び特定家庭用機器廃棄物を除く。)	1月以上継続するもの 毎日(収集を行う日に限る。)収集するものの処理及び廃棄物空気輸送施設により毎日(当該施設を供用する日に限る。)輸送するもので1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理	10キログラムまでごとに	270円	
	1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理で上記以外のもの	10キログラムまでごとに	210円	
	臨時の処理	50キログラムまでごとに	1,350円	
	市長が指定する処理施設へ搬入されたものの処分	10キログラムまでごとに	90円	
家庭から排出される粗大ごみで本市が収集するもの		1個につき	1,000円以内で市規則で定める額	
犬、猫等の死体		5キログラム未満のもの 1個につき	1,700円	
		5キログラム以上10キログラム未満のもの1個につき	2,100円	
		10キログラム以上のもの 1個につき	2,800円	
特定家庭用機器廃棄物	ウィンド形エアコンディショナー	1個につき	1,200円	
	室内ユニットが壁掛け形又は床置き形であるセパレート形エアコンディショナー	1個のセパレート形エアコンディショナーを構成する室内ユニット又は室外ユニットのうち1個が単独で排出される場合	室内ユニット又は室外ユニット1個につき	1,200円
		その他の場合	セパレート形エアコンディショナー1個につき	2,400円
	テレビジョン受信機	ブラウン管式のもの	25型未満の大きさのもの 1個につき	1,200円
			25型以上の大きさのもの 1個につき	2,400円
		液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のもの	55型未満の大きさのもの 1個につき	1,200円
			55型以上の大きさのもの 1個につき	2,400円
	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	内容積が250リットル未満のもの1個につき	1,200円	
		内容積が250リットル以上のもの1個につき	2,400円	
	電気洗濯機及び衣類乾燥機	1個につき	1,200円	

(参照：大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第30条)

(2) 一般廃棄物処理業許可申請手数料**(平成5年4月1日施行)**

申請時	1件につき	10,000円
-----	-------	---------

(参照：大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第32条)

(3) 一般廃棄物収集運搬業に係る試験手数料**(平成25年4月1日施行)**

申込時	1回につき	25,000円
-----	-------	---------

(参照：大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第32条の2)

(4) 産業廃棄物処理業許可申請手数料**(平成23年6月1日施行)**

産業廃棄物処理業等	新規許可等 申請手数料	変更許可 申請手数料	許可更新 申請手数料
産業廃棄物収集運搬業	81,000	71,000	73,000
産業廃棄物処分業	100,000	92,000	94,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000	72,000	74,000
特別管理産業廃棄物処分業	100,000	95,000	95,000
産業廃棄物処理施設設置			
ア) 廃棄物処理法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係わるもの	140,000	130,000	—
イ) その他の産業廃棄物処理施設に係わるもの	120,000	110,000	—
産業廃棄物処理施設定期検査	33,000	—	—
熱回収機能を有する産業廃棄物処理施設認定	33,000	—	20,000
産業廃棄物処理施設譲受け等許可	94,000	—	—
産業廃棄物処理施設合併又は分割認可	94,000	—	—
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定	147,000	134,000	—

(参照：大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第32条)

(5) 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可に係る手数料**(平成22年4月1日施行、平成30年4月1日改正施行)**

種別	新規許可申請手数料	変更許可申請手数料	許可更新申請手数料
汚染土壌処理業	239,500	119,900	187,300
	譲渡・譲受承認申請手数料	合併・分割承認申請手数料	相続承認申請手数料
	93,200	93,200	93,200

(参照：大阪市手数料条例第7条の2)

(6) 自動車リサイクル法の施行に伴う許可申請手数料**(平成22年4月1日施行、平成30年4月1日改正施行)**

種別	新規許可申請手数料	変更許可申請手数料	許可更新申請手数料
解体業	78,000	—	70,000
破砕業	84,000	67,000	77,000

(参照：大阪市手数料条例第7条の3)

(7) 自動車リサイクル法の施行に伴う登録申請手数料**(平成16年7月1日施行)**

種 別	新規登録申請手数料	変更登録申請手数料	登録更新申請手数料
引 取 業	5,600	—	3,600
フロン類回収業	6,000	—	4,000

(参照：大阪市手数料条例第7条の3)

(8) 屋内プール利用料金**(平成15年4月1日施行)**

種 別	対 象	1回券(当日券)	回数券(11回券)	定期券(1ヵ月)
プ ー ル	16歳以上65歳未満	700	7,000	4,900
	65歳以上	350	3,500	2,450
	16歳未満	350	3,500	2,450
トレーニング場	18歳以上65歳未満	600	6,000	6,000
	65歳以上	300	3,000	3,000
	高校生又は18歳未満	400	4,000	4,000
セ ッ ト 利 用	18歳以上65歳未満	1,000	10,000	8,500
	65歳以上	500	5,000	4,250
	高校生又は18歳未満	850	8,500	7,000

(参照：大阪市立プール条例第8条)

(9) 斎場・葬祭場使用料

■市立斎場使用料

(平成18年4月1日施行)

種 別		単 位	使 用 料	
火 葬 料	10歳以上の者	1体	10,000円 (使用者が本市住民でない場合で死亡の際本市住民でなかった者を火葬するときにあつては、60,000円)	
	10歳未満の者	1体	6,000円 (使用者が本市住民でない場合で死亡の際本市住民でなかった者を火葬するときにあつては、36,000円)	
	死 産 児	1体	3,000円 (使用者が本市住民でない場合で死産の際父及び母が本市住民でなかった死産児を火葬するときにあつては、18,000円)	
遺体預り料		1体1夜	800円	
式場使用料	瓜破斎場		昼間 1回	12,000円
			夜間 1回	24,000円
	北 斎 場	大式場	昼間 1回	40,000円
			夜間 1回	80,000円
		中式場	昼間 1回	20,000円
			夜間 1回	40,000円
		小式場	昼間 1回	6,000円
			夜間 1回	12,000円
	会葬者控室		昼間 1回	1,500円
			夜間 1回	3,000円
	小林斎場	大式場	昼間 1回	9,000円
			夜間 1回	18,000円
		小式場	昼間 1回	3,000円
			夜間 1回	6,000円
	鶴見斎場	大式場	昼間 1回	23,000円
			夜間 1回	46,000円
		小式場 (会葬者控室)	昼間 1回	6,000円
			夜間 1回	12,000円
佃 斎 場		昼間 1回	6,000円	
		夜間 1回	12,000円	

(注) この表において、「昼間」とは午前9時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後5時から翌日の午前9時までをいう。(参照：大阪市立斎場条例第10条)

■市立葬祭場（やすらぎ天空館）利用料金

（令和4年5月27日施行）

種 別	単 位	使 用 料	
式場	大式場	半日 1回	187,000円
		終日 1回	361,000円
	中式場	半日 1回	93,500円
		終日 1回	187,000円
多目的室	半日 1回	3,000円	
	終日 1回	6,000円	
駐 車 場	1台 1時間までごとに	400円	

（注） この表において、「半日」とは午前0時から正午まで又は正午から午後12時まで、「終日」とは午前0時から午後12時までをいう。ただし、葬祭場における葬祭参列者は、駐車場使用料は無料とする。（参照：大阪市立斎場条例第9条、平成28年3月31日付 大阪市告示第432号の7）

(10) 泉南メモリアルパーク使用料及び管理料

（平成22年4月1日施行）

使用料	新規霊地	一般区 (1区、3区～5区、6区3番～6番、8区～9区)	688,000円
		割増区 (2区、6区1・2番、7区)	791,200円
	再募集霊地	一般区 (1区、3区～5区、6区3番～6番、8区～9区)	550,000円
		割増区 (2区、6区1・2番、7区)	632,500円
管理料	(20年分)	270,000円	

（注） 本市外に住所を有する者の使用料の額は5割増とする。（参照：大阪市設霊園条例第9条、第12条）

(11) 納骨堂使用料

（平成23年4月1日施行）

種 別	使 用 料	
個 人 壇	1年につき	5,000円
家 族 壇	1年につき	25,000円
式 場	1回 1時間につき	800円

（注） 本市外に住所を有する者の使用料の額は5割増とする。（参照：大阪市立納骨堂条例第3条）

(12) 合葬式墓地使用料

（平成21年4月1日施行）

種 別	使 用 料	
直 接 合 葬 型	1体につき	50,000円
10年間保管後合葬型	1体につき	100,000円
20年間保管後合葬型	1体につき	150,000円
記 名 板 記 名 料	1体につき	50,000円
個 別 参 拜 室 使 用 料	1箇所 2時間までごとに	1,000円

（注） 本市外に住所を有する者の、直接合葬型、10年間保管後合葬型、20年間保管後合葬型に係る使用料の額は5割増とする。（参照：大阪市設霊園条例20条の9、20条の10）